

入札説明書

1 契約担当部局

〒060-0001札幌市中央区北1条西2丁目 札幌時計台ビル10階
(札幌市市民文化局文化財課内)
札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会事務局
電話011-211-2312 (FAX 011-218-5157)
メールアドレス bunkazai-keiyaku@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 令和7年度未指定・未登録文化財（無形要素）物件調査業務
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期限 令和8年3月25日（水）まで
- (4) 入札方法

総価で入札すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、札幌市内に本店又は支店等を有し、取扱業種が大分類「役務（一般サービス業）」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」、小分類「その他情報サービス・研究・調査企画サービス業」に該当する者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。
- (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 文化財保護法の定める文化財（6類型）又はそれに類する文化財（いずれも指定等の有無は問わない。）の調査業務の履行実績が3つ以上あること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 提出場所及び問い合わせ場所
上記1に同じ。
- (2) 入札の日時及び場所
令和7年（2025年）10月10日（金）11時00分（必着）
札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会事務局
(札幌市中央区北1条西2丁目札幌時計台ビル10階札幌市市民文化局文化財課内)
- (3) 開札
入札終了後直ちに上記(2)の場所にて行う。
- (4) 入札書の提出方法
入札書は別紙1「入札書」にて作成し、持参又は郵送により提出すること（電送による提出は認めない。）。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

- ア 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和 7 年10月10日(金)11時00分開札「令和 7 年度未指定・未登録文化財（無形要素）物件調査業務」の入札書在中」の旨を記載し、上記 1 あてに令和 7 年10月10日11時00分までに提出しなければならない。
- イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、上記アで作成した封筒を外封筒に入れ、その外封に「令和 7 年10月10日(金)11時00分開札「令和 7 年度未指定・未登録文化財（無形要素）物件調査業務」の入札関係書類在中」の旨を記載のうえ、上記 1 あてに令和 7 年10月10日11時00分（必着）までに送付しなければならない。
- ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (5) 仕様等に対する質問及び回答
- ア 提出方法
書面による持参、送付又は電子メールにより質問書(別紙 2)を提出すること。なお、電子メールの場合は、メールの件名を「令和 7 年度未指定・未登録文化財（無形要素）物件調査業務の質問について」とし、上記 2 のメールアドレスあてに送信すること。
- イ 提出先及び提出期限
上記 1 の契約担当部局へ、令和 7 年10月 7 日（火）までの 8 時45分から17時15分までの間で提出すること。
- ウ 回答書の閲覧
令和 7 年10月 8 日以降、上記 1 にて契約担当部局にて閲覧に供するとともに、市民文化局文化部ホームページに掲載する。
- (6) 入札の無効
- ア 本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第 8 項各号の一に該当する入札は無効とする。
- イ 上記(2)の入札日（送付又は持参による提出の場合は上記(4)の入札書提出期限日）以後、落札者決定までの間に上記 3 の入札参加資格を満たさなくなったものがした入札は無効とする。
- ウ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提示の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。
- (7) 入札の延期等
- 次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。
- ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。
- ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。
- (8) 代理人による入札
- ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に委任状（別紙 3）を提出しなければならない。
- イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (9) 開札
- ア 開札は、入札後直ちに上記 4 (2)の場所において、入札事務に関係のない職員を立

- ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会いを希望する場合は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。
- イ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙３）を提示しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で有効な入札がない場合は、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として２回を限度とする。再度の入札についても、持参又は郵送による。

5 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して５日後（５日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

- (3) 最低制限価格の設定 なし
- (4) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第７条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札事務に関係のない職員がくじを引き落札候補者の審査の順位を決定するものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して３日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に上記３に掲げる入札参加資格を有することを証する書類（別記１「入札参加資格審査書類の提出について」参照）を提出しなければならない。

電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局にメールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

なお、指定期限までに提出が無い場合は、当該落札候補者を入札参加資格のない者とみなし入札を無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新た

な落札候補者として、上記ウの審査を行う。以降、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(5) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる競争入札資格を有することを証明する書類を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後、これらの不明を理由として異議を申し出ることはいできない。

(6) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会会長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件にかけていたとき。

(7) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まずその者が契約書の案に記名押印し、さらに札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会会長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会会長が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会会長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項

別紙 4 「契約書（案）」のとおり。

(9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内（札幌市の休日定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記 1 に同じ。

イ その他

書面の提出は、持参又は送付（電子メールを含む。）によるものとする。なお、電子メールにより提出する場合は、上記 2 あてに電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

入札参加資格審査書類の提出について

入札説明書 5（4）ウの「入札参加資格の審査」に係る提出書類は次のとおり。

- 1 事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1）
- 2 競争入札参加資格認定通知書
- 3 文化財保護法の定める文化財（6 類型）又はそれに類する文化財（いずれも指定等の有無は問わない。）の調査業務の履行実績が 3 つ以上あることを証明する書類（契約書及び仕様書の写し等）